

# 確定申告は正しくお早めに

—住民税の申告も お忘れなく—

2月16日から3月15日までにお忘れなく！

今年の確定申告の相談・受付は、二月十六日（金）から三月十五日（木）までです。

所得税は、あなた自身が所得金額や税額を計算し納付する申告納税制度をとっており、確定申告は、税金の精算手続きであるとともに、一年間の事業などの総決算です。

事業を営んでいる人はもちろん、サラリーマンでも確定申告をしなければいけない人は、所得金額や税額を正しく計算し、早めに申告しましょう。

最近では確定申告や年末調整の際に、所得を過小に申告されたり必要経費を過大に申告されたり、配偶者や扶養家族の所得を間違え、誤った申告をされている方が修正申告をされることが多く発生していますのでご注意ください。

## 今年（平成十九年）から適用される所得税・住民税の主な改正

- ◎ 所得税・住民税の税率の変更
- ◎ 所得税・住民税の定率減税の廃止
- ◎ 住民税の老年者非課税措置に伴う経過措置

確定申告でお分かりにならない点は、税務署か役場税務室でお尋ねください。



確定申告をしなければならぬ人は、下記に該当する人です。該当する人は、申告書が届いていなくても申告が必要です。

## 確定申告の必要な人

- (1) 商業・工業・医業・農業などを営んでいる人
- (2) 配当・家賃・地代などの収入がある人
- (3) 土地・建物などを売り、その収入がある人
- (4) 給与所得・公的年金のある人で次に該当する人

- ① 給与の年収が二十万円を超える人
- ② 給与以外の所得（収入金額から必要経費を除いた後の金額）が二十万円を超える人
- ③ 年末調整をしたものと控除内容が違う人

例えば・・・

『配偶者の所得が年末調整のときと違う』

※年末調整の時点では見込み所得であり、最終的には違う場合が多いので注意してください。

『扶養家族に三十八万円を超える所得があった』

※公共事業で土地等を譲渡したときは特別控除前の所得で確認します。

- ④ 給与を2ヶ所以上からもらっている人で、従たる給与の収入と②の所得の合計が二十万円を超える人
- ⑤ 公的年金を2ヶ所以上

からもらっている人で、合計が、百六十万円を超える人

- ⑥ 同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受け取っている人
- ⑦ 年末調整が行われない

給与をもらう人

